

ぎふジビエ登録制度実施要領

(制 定) 平成27年11月17日 農村第654号
(最終改正) 令和5年12月15日 農村第882号

第1 趣旨

県では、野生のシカ肉、イノシシ肉の利活用促進にあたり、食品衛生法による規定のほか、衛生管理や肉の品質を保つための取り組みなど、事業者の自主管理等を定めた「ぎふジビエ衛生ガイドライン」（平成25年11月1日付け岐阜県農政部農村振興課長通知。以下「ガイドライン」という。）を定め、捕獲や解体処理現場等への普及を進めている。

しかし、ガイドラインに沿って解体処理された野生獣肉とそうでない野生獣肉とでは、衛生管理や品質確保などの取組が異なるにも関わらず、卸された野生獣肉がガイドラインに沿って生産されたものかどうか、情報が伝わりにくい状況にある。

そこで、ガイドラインに沿った野生獣肉であることを明確にし、飲食事業者、加工業者、消費者等の利活用意欲を高めることを目的に、ぎふジビエ登録制度（以下「登録制度」という。）を設ける。

第2 定義

- 1 らふジビエとは、岐阜県内で捕獲、解体処理された野生のニホンジカ又はイノシシの肉のうち、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 食用（食品加工原料を含む。）にするもの。
 - (2) 食品衛生法等の関係法令を遵守し、登録制度にて登録された解体処理施設において、ガイドラインに基づき解体処理されたもの。
- 2 らふジビエ加工品とは、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 食用（食品加工原料を含む。）にするもの。
 - (2) 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設で、製造、加工を行うもの。
 - (3) 原料となるニホンジカ又はイノシシの肉は、すべてぎふジビエを用いるもの。
 - (4) 加工前原料の肉総重量のうち、ぎふジビエの使用重量が50%以上を占めているもの。
- 3 らふジビエ料理とは、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 食用にするもの。
 - (2) 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設で調理加工され、その場で摂取できるような状態にあるもの。
 - (3) 食材となるニホンジカ又はイノシシの肉は、すべてぎふジビエ又はぎふジビエ加工品を用いるもの。

第3 登録の対象

本制度の登録対象は次のとおりとし、事業者の申請により事務を取り扱う。

(1) ぎふジビエ解体処理施設及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ 受入を行う野生のニホンジカ又はイノシシは、すべて岐阜県内で捕獲された個体であること。
- ウ ガイドラインに基づいて解体処理を行う施設であること。
- エ 日常的又は定期的に解体処理を行う施設であること。
- オ 解体処理作業の責任者や解体処理作業従事者は、施設運営関係者であること。
- カ 施設の所在地が岐阜県内であること。
- キ 県が実施するぎふジビエに関する情報発信、ぎふジビエの推進に協力すること。
- ク 県が実施する調査等に協力すること。

(2) ぎふジビエの食べられるお店及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ ぎふジビエ料理を提供する施設であること。
- ウ 日常的又は定期的に営業している施設であること。
- エ 県が実施するぎふジビエに関する情報発信、ぎふジビエの推進に協力すること。
- オ 県が実施する調査等に協力すること。

(3) ぎふジビエ加工品製造施設及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ ぎふジビエ加工品を製造する施設であること。
- ウ 日常的又は定期的に稼働している施設であること。
- エ 県が実施するぎふジビエに関する情報発信、ぎふジビエの推進に協力すること。
- オ 県が実施する調査等に協力すること。

(4) ぎふジビエの買えるお店及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ ぎふジビエ又はぎふジビエ加工品の販売（通信販売を含む）を行う施設（事業者）であること。
- ウ 日常的又は定期的に営業している施設であること。
- エ 県が実施するぎふジビエに関する情報発信、ぎふジビエの推進に協力すること。
- オ 県が実施する調査等に協力すること。

(5) ぎふジビエの泊まれるお店及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 旅館業法に基づく宿泊施設を営み、食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ 宿泊施設利用者にぎふジビエ料理を提供する施設であること。
- ウ 日常的又は定期的に営業している施設であること。
- エ 県が実施するぎふジビエに関する情報発信、ぎふジビエの推進に協力すること。
- オ 県が実施する調査等に協力すること。

第4 登録基準

登録にあたり、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) ガイドラインを遵守すること。
- (2) 第3に規定するいずれかの施設であること。
- (3) 食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令を遵守していること。
- (4) 製造、販売、宿泊等に関する関係法令等の許可の取得や届出等を行っていること。
- (5) 都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

第5 登録申請

- 1 ぎふジビエ登録制度の申請は、岐阜県農政部農村振興課（以下「農村振興課」という。）で、適宜受け付けるものとする。
- 2 ぎふジビエ登録制度の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぎふジビエ登録申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を1部、知事に提出するものとする。
- 3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) ぎふジビエ登録申請調書（第2号様式）
 - (2) 誓約書（第3号様式）
 - (3) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。
法人以外の団体にあつては代表者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。個人にあつては申請者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。
 - (4) 施設、店舗の概要が分かる書類
 - (5) 施設、店舗の場所を示した地図
 - (6) 商品の概要が分かる書類、写真
 - ア 解体処理施設の場合、精肉の規格がわかるもの及び安全検査結果の写し
 - イ 加工品製造施設の場合、加工品の規格がわかるもの及び安全検査結果の写し
 - ウ 食べられるお店・泊まれるお店の場合、提供する料理の写真
 - エ 買えるお店の場合、販売する商品の写真

(7) 納税証明書

- ア 岐阜県内に本支店や営業所がある事業者については岐阜県の県税事務所が発行する「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」。過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3 消費税及び地方消費税」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

(8) 食品衛生法、旅館業法等の規定による、該当する営業許可証の写し

(9) その他、特に知事が必要と認める書類等

- 4 登録申請料、登録料は無料とするが、申請にかかる実費（証明書類発行手数料、送料等）については、申請者の負担とする。
- 5 申請者のうち、ぎふジビエ解体処理施設の申請者又は当該施設の解体責任者等は、原則、登録前に県が指定する解体処理講習会を受講しなければならない。

第6 登録の審査

- 1 審査は、第5で提出された書類等により、第3及び第4に基づき行うものとする。
- 2 審査は、農村振興課、その他県の関係部局関係者により行うものとする。
- 3 審査の参考にするため、申請者へのヒアリング及び現地審査を実施することができるものとする。

なお、現地審査は、次の内容を主に確認するものとする。

(1) ぎふジビエ解体処理施設

施設の内容、提出書類との整合性、関係法令等の許可証等、衛生検査道具の種類、解体処理方法、使用道具、肉の保存方法、ガイドラインとの整合性、その他必要と判断する事項

(2) ぎふジビエの食べられるお店及びぎふジビエの泊まれるお店

施設の内容、提出書類との整合性、関係法令等の許可証等、ぎふジビエ料理内容、その他必要と判断する事項

(3) ぎふジビエの買えるお店

施設の内容、提出書類との整合性、関係法令等の許可証等、販売品、保存保管方法、その他必要と判断する事項

(4) ぎふジビエ加工品製造施設

施設の内容、提出書類との整合性、関係法令等の許可証等、ぎふジビエ加工品製造工程、その他必要と判断する事項

- 4 審査の参考にするため、県健康福祉部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）に対し、申請内容の許可等について意見を徴収することができる。また、必要に応じて有識者の意見を聴くことができる。
- 5 申請者は、書類審査又は現地審査時に審査が円滑にできるよう協力するものとする。
- 6 知事は、審査した結果、登録が適当と判断したときは、登録を認める。
- 7 知事は、審査した結果、登録が不適当と判断したときは、登録を認めない。

第7 登録審査結果の通知等

- 1 知事は、第6の6又は7の審査結果を、当該申請者にぎふジビエ登録制度審査通知書（第4号様式）により通知する。
なお、更新時にも同様に取り扱う。
また、登録を認めた事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、登録証（第4号様式のア）及び表示看板（第4号様式のイ）を交付する。
ただし、表示看板の交付は、申請内容が複数ある場合又は登録更新時であっても1事業者1回限りとし、再交付は行わない。
- 2 登録有効期間は、登録日から3年を経過した日の属する年の5月31日までとする。
なお、更新後の登録有効期間は、更新日から3年間とする。
- 3 登録番号は、ぎふジビエ第（登録番号）号とする。
 - (1) 登録区分は、次のとおりとする。
 - ぎふジビエ解体処理施設
 - ぎふジビエの食べられるお店
 - ぎふジビエ加工品製造施設
 - ぎふジビエの買えるお店
 - ぎふジビエの泊まれるお店
 - (2) 登録番号は、登録を認めた順に割り振る。
ただし、登録取消などにより欠番を生じた場合は、その番号を欠番として扱う。
- 4 知事は、登録の可否にかかわらず、申請があったものについては、ぎふジビエ登録台帳（第5号様式）（以下「台帳」という。）を整備する。

第8 登録の公表等

知事は、登録事業者及び内容等を公表する。

第9 登録内容の変更、登録の取り下げ

- 1 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ぎふジビエ登録制度登録内容変更申請書（第6号様式）により、速やかに知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき
 - (2) 製造するぎふジビエ加工品の内容を変更（新商品製造も含む。）したとき
 - (3) ぎふジビエ加工品の製造、販売、斡旋を廃止又は中止（休止も含む。）したとき
 - (4) ぎふジビエの販売、斡旋を廃止又は中止（休止も含む。）したとき
 - (5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき
- 2 登録事業者の自己都合により、登録期間内であっても登録を取り下げることができる。ただし、この場合には第7で交付した登録証及び表示看板を添えてぎふジビエ登録制度登録取り下げ申請書（第7号様式）を農村振興課に提出する。

第10 登録の更新

- 1 登録を更新しようとする登録事業者は、登録期間の満了日の1カ月前までに、食品衛生法、旅館業法等の規定による最新の営業許可証の写しを添えてぎふジビエ登録制

度登録更新申請書（第8号様式）により申請を行わなければならない。

- 2 んふジビエ解体処理施設の登録事業者又は当該施設の解体責任者等は、原則、更新前の登録有効期間内に県が指定する解体処理講習会を1回以上受講しなければならない。

第11 実績報告書

登録事業者は、毎年4月末までに、前年度（4月～翌年3月）における当該商品の販売量、処理量、取扱量の実績等をぎふジビエ取扱実績報告書（第9号の1～3様式）により知事へ報告しなければならない。

第12 業務状況の聴取等

知事は、特に必要があると認めるときは、登録事業者に対して報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

第13 登録の取消

- 1 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。この場合、登録事業者に損害が生じても、県はその責を負わない。
 - (1) 登録を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
 - (2) 登録内容が登録基準に適合しないと認められたとき
 - (3) 虚偽の申請により登録を受けたとき
 - (4) 第9の規定による申請又は第11の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき
 - (5) 第12の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
 - (6) 登録対象商品等の生産、製造又は販売、斡旋を廃止又は1年間以上中止したとき
 - (7) 県の指示、指導、依頼事項等を遵守しなかったとき
 - (8) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき
- 2 対象となる登録事業者には、ぎふジビエ登録制度登録取消通知書（第10号様式）により、取消となる内容等について通知する。また、登録を取り消した場合には、第7の4に規定する台帳に記載のうへ、農村振興課及び生活衛生課と情報を共有するものとする。
- 3 知事は、登録を取り消す場合は、その対象となる内容及びその者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。
- 4 第1項の規定に該当することにより登録を取り消された者は、その取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな登録を申請することができない。
- 5 登録を取り消された事業者は、速やかに第7の1で交付した登録証及び表示看板を農村振興課に返却しなければならない。

第14 登録の表示

- 1 登録事業者は、第7により交付した登録証及び表示看板を施設に掲示する。

- 2 登録事業者は、当該施設、当該商品、当該メニュー、ホームページ等で、「ぎふジビエ」と表示することができる。ただし、表示する場合には、他の商品等と誤解を招かないように十分に注意する。

第15 登録事業者の責務

- 1 登録事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。
 - (1) 登録申請時の商品（登録変更申請時も含む）等の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
 - (2) 第12の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。
- 2 登録申請時の商品（登録変更申請時も含む）等の品質、流通、販売等において事故等が発生したときには、登録事業者がその責任を負うものとする。また、事故等が発生したときはぎふジビエ事故等発生報告書（第11号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 3 食の安全性などの重大な事案が発生した場合には、県からの回収などの指導に従わなければならない。なお、この場合においても回収等の経費及び損害は、登録事業者が負うものとする。

第16 事務処理

この登録に関する主たる事務は、農村振興課で行う。

第17 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は農村振興課長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年11月17日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月17日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月15日から施行する。

ただし、第7の2で定めた登録有効期間について、令和4年9月15日現在の登録事業者においては、更新日から登録有効期限を経過した日以降最初に迎える5月31日までを登録有効期間と読み替えるものとする。

附則

この要領は、令和5年12月15日から施行する。